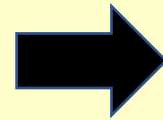


指標1 後見人等申立のうち市長申立件数

【目標】

平成30年度（2018年度）
年間 52件



令和6年度（2024年度）
年間 105件

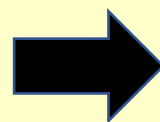
【実績】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
申立件数（高齢）	39	75	91	104	102	93
申立件数（障がい）	13	7	10	20	20	10
合計	52	82	101	124	122	103

指標2 家庭裁判所から市民後見人として選任された人数

【目標】

平成30年度（2018年度）
0人



令和6年度（2024年度）
9人

【実績】

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
選任数（累計）	0（0）	1（1）	0（1）	2（3）	1（4）	1（5）
受任件数（累計）	0（0）	1（1）	0（1）	2（3）	1（4）	1（5）

1. 新たな担い手の確保が必要

- 法人後見の受任件数を増やしていくことが必要。
- 市民後見人を社協の法人後見だけで養成するのは限界がある。専門職と市民後見人が複数後見で受任し、市民後見人を育成するなど専門職の協力も必要。

2. 相談機能の強化について

- 親族相談等の成年後見支援センター対応について、専門職がフィードバックを行う場が必要ではないか。
- 成年後見制度における地域包括支援センターや基幹型相談支援センターの役割や機能を整理する必要があるのではないかと。

3. 受任調整会議について

- 受任調整会議は本人がメリットを実感できるようにすべき。
- 事案によっては受任調整会議により選任が遅くならないよう工夫すべき。